

第 4 回 会社法会計

- (リース取引に関する会計基準)
- (- 2 関連当事者の開示に関する会計基準)

月(5) 法 2 号館 213 教室
平成 23 年 5 月 2 日
財 務 諸 表 論

本レジュメは、企業会計基準及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。(財務諸表論第 11 版 武田隆二著 H21 年 1 月中央経済社発行)
(ゼミナール現代会計入門第 8 版 伊藤邦雄著 H22.4 日本経済新聞社発行)(公認会計士試験短答式財務諸表論第 7 版 石井和人著 H22.10 中央経済社発行)

旧 商 法 の 会 計 ? 会社制度と債権者保護

会 社 法 の 会 計 ? 情報提供機能(計算要件の強化)と利用者責任

1 . 旧商法会計から会社法会計へ

- (1) 明治 32 年に施された商法は、大陸法系 (成文法) の債権者保護 (会社の純財産の維持) を法理念とするものであった。
- (2) それは株式会社制度 (株主有限責任、株式譲渡の自由等) という資金調達 (直接金融等) に有利な仕組みに対し、銀行等の間接資金提供者の債権の保全という観点から債権者保護の必要が生じた。
- (3) 戦後の昭和 25 年の改正は、慣習法の法思想に影響されたが、債権者保護の計算理念は変わらなかった。
- (4) しかし、平成 18 年に施行された会社法は、情報提供機能の重視と債権者の自己責任の観点から大幅に改正された。グローバル化の進展、IT 技術の活用などに伴う時価基準の適用や利益分配の多様化などの下、情報提供機能が重視されるようになった。
- (5) そのような事情を反映して、債権者保護という視点が薄れて、利害関係者への情報提供に重点が移り、次のことが設定されている。

情報提供機能 - メディア、IT 等によるディスクロージャーの強化
 剰余金分配規制 -
 計算書類作成要件の強化 -

本レジュメは講義日前にホームページに up してあります

<http://yamauchi-cpa.net/index.html>



山内公認会計士事務所
yamauchi@cosmos.ne.jp

2 . 会社法会計の一般知識

(1) 会社法における計算書類等

計 算 書 類 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表
計算書類の担当 (取締役会設置会社)

作 成	代表取締役
監 査	監査役(会)
承 認	取 締 役 会
監 査	監 査 役
確 定	株 主 総 会

計算書類以外 附属明細書、事業報告、事業報告の附属明細書

(2) 表示単位

1 円、千円、百万円のいずれか
切り捨て、四捨五入等は規定なし (通常は切り捨て)
ゼロ項目、科目の記載の要否 (不要)

(3) 会計帳簿の保存期間

会計帳簿	仕訳日記帳、総勘定元帳、補助元帳と考えられる
会 社 法	株主会社は会計帳簿の閉鎖の時から 10 年間 (会 432)
法人税法	総勘定元帳や証憑書類 申告期限から 7 年間 (法 126、150 の 2、法規 59、67)

(4) 会計帳簿またはこれに関する資料の閲覧権 (会 433 一)

発行済株式の 3%以上を持つ株主は、
閲覧を求める理由を明にして、閲覧できる

(5) 会計慣行の「しん酌」規定

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準、その他の企業会計の会計慣行をしん酌する(計規3)

「企業会計の基準」の適用 金商法上の大会社、会社法上の会計監査人設置会社

「その他の企業会計の会計慣行」の適用 会計監査人設置会社以外、中小企業の会計指針の位置

具体的な決算スケジュールの策定

「取締役会設置 + 監査役(会)設置 + 会計監査人非設置」の3月決算会社のスケジュール

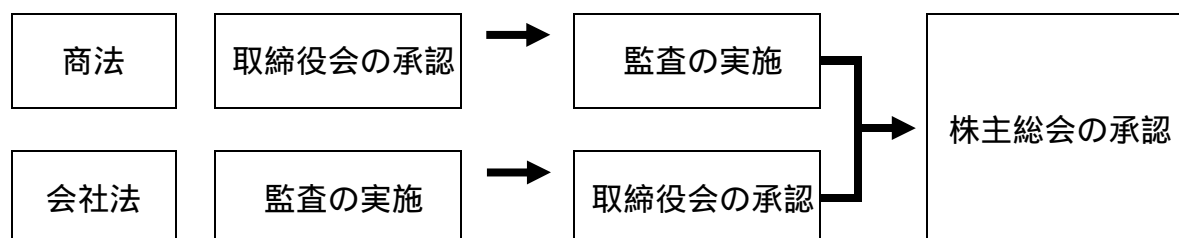
期末日		3月31日	
監査役に対する計算書類の提出(注1)	4週間 (注2)	4月上、中旬	
監査役からの監査報告		5月上、中旬	
取締役会での計算書類承認		5月下旬	
株主総会の招集通知の発送	2週間 (注3、4)	6月初	
株主総会の開催日		6月中旬	

(注1) 説明の便宜上、計算書類とその付属明細書の提出日を同一の日としています。

(注2) 一定の監査期間を確保するという趣旨ですから、監査役が十分と考えれば短縮することも可能です。

(注3) 公開会社でなければ、1週間に短縮できます。また、取締役会設置会社でなければ、1週間未満の期間を定款で定めることも可能です。

(注4) 招集通知の発送日から株主総会の開催日まで2週間必要という場合は、中14日間が必要とされています。



(6) 諸税金に関する会計処理

1 . 法人税等の表示 (計規 93)

税引前当期純利益	× × ×
法人税、住民税及び事業税	× ×
法人税等追徴額 (還付額)	× ×
法人税等調整額	× ×
当期純利益	× × ×

2 . 法人税等の会計処理等 (監査上の取扱い)

未払法人税等	法、住、事の未納付額
源泉所得額	法人税等の税額控除を受ける額は法人税等に含めて処理する。その他は営業外費用項目とする。
利益以外の事業税	P/L 上原価または販管費項目とする。 未納付額は「未払法人税等」に含めて処理する。
事業所税	P/L の原価または販管費項目とする。 重要な未納付額は「未払事業所税」等とする。

3 . 繰延税金資産、負債の表示 (計規 74、75、83)

関連した資産または負債の分類に基づいて、流動資産、投資その他の資産または流動負債、固定負債に計上する。

特定の資産または負債に関連しないものは、事業年度の翌日から起算して 1 年内に取崩されるものは流動項目とし、それ以外は固定項目とする。

また、流動項目、固定項目については差額表示とする。

3 . 貸借対照表の様式 (計規 74、75、76)

貸借対照表
(平成 × × 年 × × 月 × × 日現在)

(単位 : × × 円)

資産の部 流動資産 現金及び預金 受取手形 売掛金 有価証券 商品 前払費用 繰延税金資産 貸倒引当金 固定資産 1 有形固定資産 建物(減損損失控除後取得価額) 構築物 工具器具及び備品 車両運搬具 建設仮勘定 2 無形固定資産 のれん 施設利用権 3 投資その他の資産 投資有価証券 関係会社長期貸付金 関係会社株式 関係会社出資金 長期前払費用 貸倒引当金 投資損失引当金 繰延資産 新株発行費 資産合計	負債の部 流動負債 1 年内返済長期借入金 役員賞与引当金 未払法人税等 固定負債 長期借入金 退職給付引当金 繰延税金負債 負債合計 純資産の部 株主資本 1 資本金 2 新株式申込証拠金 3 資本剰余金 (1) 資本準備金 (2) その他資本剰余金 4 利益剰余金 (1) 利益準備金 (2) その他利益剰余金 別途積立金 繰越利益剰余金 5 自己株式 6 自己株式申込証拠金 評価・換算差額等 1 その他有価証券評価差額 2 繰延ヘッジ損益 3 土地再評価差額金 新株予約権 純資産合計 負債及び純資産合計
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

繰延税金資産と繰延税金負債は相殺されて、いずれかが表示される
 「企業結合の会計基準」で「のれん」に一本化(営業権や連結調整勘定)
 親会社・子会社に対するものを含める
 設定目的を示す適当な名称を付ける
 限定列举の廃止により、会計慣行を斟酌
 法的債務性を有しない引当金に係る「引当金の部」は廃止
 従来、「1年以内」を「1年内」と「財規」との調和

4. 損益計算書の様式

損益計算書

〔平成××年4月 1日から
平成××年3月31日まで〕

(単位：××円)

科 目	金 額
売上高	
売上原価	
売上総利益(金額)	
販売費及び一般管理費	
営業利益	
営業外収益	
受取利息及び配当金	
貸借収入	
為替差益	
受託業務収入	
雑収入	
営業外費用	
支払利息	
社債利息	
新株発行費償却	
貸借原価	
雑損失	
経常利益	
特別利益	
固定資産売却益	
関係会社株式売却益	
特別損失	
固定資産除去損	
役員退職慰労引当金繰入額	
税引前当期純利益	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
当期純利益	

財務諸表等規則(金融商品取引法)との調和を図ることとされている

区分表示 ~

段階損益の表示

重要性のあるものは細分表示

株主資本変動計算書の「その他利益剰余金」の当期変動額と突合

役員賞与は発生した会計期間の費用として処理する

(仕訳例) 期末時 役員賞与引当金繰入額 ××× / 役員賞与引当金 ×××

決議時 仕訳なし

支給時 役員賞与引当金 ××× / 現預金 ×××

包括利益の表示をすることができる(計規95)

当期純利益 + その他利益(有価証券の時価評価差額等)

会計監査人設置会社以外は税効果会計は任意適用

5. 株主資本等変動計算書の様式

(単位：××円)

	株主資本									評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	合計	評価差額金 その他有価証券	繰延ヘッジ損益	計			
		資本準備金	その他 資本剰余金	計	利益準備金	その他 利益剰余金									計
						××積立金	繰越利益剰余金								
前期末残高															
当期変動額															
新株の発行															
剰余金の配当															
当期純利益															
自己株式の取得、処分															
×××××															
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)															
当期変動額合計															
当期末残高															

B/Sの純資産の部の一会計期間中の変動状況を株主等に示す(会435 計規59) 従来、決算確定手続のみにより変動していた純資産の部の数値の変更が多様化(自己株式の取得、消却、処分、有価証券評価差額金等)したため、純資産の部の変動を明確に把握する必要が生じてきた

6 . 中小規模の会社における注記表の記載例

会計監査に設置会社でも公開会社でもない株式会社については、重要な会計方針に係る事項に関する注記、株主資本等変動計算書に関する注記およびその他の注記以外の注記事項を省略することが可能である。

ただし、計算書類の内容や会社の状況については、適宜注記事項を追加するのが望ましい。

(重要な会計方針)

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- | | |
|-------------|-----------------------------------------------------------|
| (1) 時価のあるもの | 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、部分資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| (2) 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

2 . たな卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 製品、半製品、原材料 | 年次総平均法による原価法 |
| (2) 貯蔵品 | 最終仕入原価法 |

3 . 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------|------------------------------------------------------|
| (1) 有形固定資産 | 建物は定額法。その他の資産は定率法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 |
| | 建物・構築物 10～50年 |
| | 工具器具備品 5～20年 |
| (2) 無形固定資産 | 定額法によっております。 |

4 . 繰延資産の処理方法

新株発行費 支出時に費用処理しております。

5 . 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法人税法の法定繰入率に基づく繰入限度額により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、実際支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、自己都合退職による期末要支給額の100%から当事業年度末の年金資産を差し引いた額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、退職慰労金支給に関する内規に基づく期末要支給額を計上しております。

6 . 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建債権債務は、期末日の為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

7 . 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

1. 役員退職慰労引当金
2. リース取引に関する会計基準

(表示方法の変更)

(貸借対照表の注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 × × × 千円
2. 担保に供している資産
土地のうち、× × × 千円を長期借入金 × × × 千円の担保に供しております。
3. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務は次のとおりであります。
短期金銭債権 × × × 千円
短期金銭債務 × × × 千円
4. 取締役及び監査役に対する金銭債権は次のとおりであります。
短期金銭債権 × × × 千円
長期金銭債権 × × × 千円

(損益計算書の注記)

関係会社との取引高

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 売上高 | × × × 千円 |
| (2) 仕入高 | × × × 千円 |
| (3) 営業取引以外の取引高 | × × × 千円 |

(株主資本等変動計算書の注記)

1. 事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
2. 事業年度の末日における自己株式の種類及び総数
普通株式 × × × 株
3. 剰余金の配当に関する事項
 - (1) 平成×1年×月×日開催の株主総会において、次のとおり決議しております。
普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	× × 百万円	
配当の原資	利益剰余金	
1株当たりの金額 ...	× × 円	
基準日	× 年 × 月 × 日	
効力発生日	× 年 × 月 × 日	
 - (2) 平成×2年×月×日開催の株主総会において、次のとおり決議する予定であります。
普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	× × 百万円	
配当の原資	利益剰余金	
1株当たりの金額 ...	× × 円	
基準日	× 年 × 月 × 日	
効力発生日	× 年 × 月 × 日	

(1株当たり情報の注記)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | × × × 円 × × 銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | × × 円 × × 銭 |

7. 附属明細書の様式

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(取得原価による記載)								
区 分	資産の 種 類	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高	期末減価償却累計額 又は償却累計額	当 期 償 却 額	差引期末 帳簿価額
		円	円	円	円	円	円	円
有 固 定 資 産								
	計							
無 固 定 資 産								
	計							

(記載上の注意点)

減損損失を認識した場合には、当期の減損損失を「当期減少額」欄に内書(括弧書)きします。

合併、事業の譲受けまたは譲渡、災害による廃棄等の特殊な理由による重要な増減があった場合には、その理由ならびに設備等の具体的な内容および金額を脚注します。

2. 引当金の明細

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
	円	円	円	円	円

「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、その理由を脚注します。

退職給付に関する注記を個別注記表に記載しているときは、附属明細書にその旨を記載することで明細の記載を省略することができます。

「当期増加額」と「当期減少額」は相殺せずに、それぞれ総額で記載します。

3. 販売費及び一般管理費の明細

科 目	金 額	摘 要
	円	
計		

8 . 事業報告

記載事項	項目ごとの内容	参考となる資料
株式会社の状況に関する重要な事項	我が国の経済環境 会社の属する業界の状況 会社の経営方針 会社の当期の業績 会社の長期目標 経営上の重要な契約 研究開発活動等	新聞・雑誌 新聞・雑誌・業界専門誌 社内報 試算表・計算書類 経営計画書など 各種契約書 社内研究開発資料
体制の整備の決定または決議の内容	内部統制の体制の整備についての決定	取締役会等決定機関の議事録

9 . 事業報告の附属明細書の様式

他の法人等の業務執行取締役等を兼ねる会社役員の兼職の状況の明細

区分	氏名	業務先法人名	業務の内容	備考
取締役		(株) 商事	取締役	
	× × × ×	株	取締役	
監査役		(株) 商会	監査役	
		× × × (株)	取締役	

(注) 備考欄には、当該他の法人等の事業が当該株式会社の事業と同一のものである場合に、その旨を記載します(施規 128 後段)。

10 . 監査報告書記載例

監査報告書

監査役××××は、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第××期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1 . 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査するなどの方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 . 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成×年×月×日

×××株式会社
監査役 ×××× 印

会計監査人を設置していませんから、監査役は、自ら主体的に会計監査を行う必要があります。

指摘すべき事項がある場合には、「監査の結果」の項にその旨とその事実について明瞭かつ簡潔に記載することになります。

取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を認めた場合には、その事実を具体的に記載することになります。監査報告書作成日は、法定記載事項とされています。

リース取引に関する会計基準

(これは学生が会計基準を学ぶためにまとめたものです、更に補充して勉強して下さい。)

重要定義のチェック

(1) 設 定(平成5年6月17日 企業会計審議会)

(改正平成19年3月30日 ASBJ)

リース取引に係る会計処理を定めることを目的とする。

(2) リース取引

特定の物件の所有者たる貸手(LESSOR)が、当該物件の借手(LESSEE)に対し、合意された期間(以下「リース期間」という。)にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料(以下「リース料」という。)を貸手に支払う取引をいう。

(3) ファイナンス・リース取引

リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。なお、これに準ずるリース取引とは、法的形式上は解約可能であるとしても、解約に際し相当の違約金を支払わなければならない等の理由から事実上解約不能と認められるリース取引をいう。

(4) 「当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受する」とは、当該リース物件を自己所有するとするならば得られると期待されるほとんどすべての経済的利益を享受することをいう。

(5) 「当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担する」とは、当該リース物件の取得価額相当額、維持管理等の費用、陳腐化によるリスク等のほとんどすべてのコストを負担することをいう。

(6) オペレーティング・リース取引

ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。

(7) リース取引開始日

借手が、リース物件を使用収益する権利を行使することができることとなった日をいう。

(8)所有権移転ファイナンス・リース取引

ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるリース取引をいう。

(9)所有権移転外ファイナンス・リース取引

ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるリース取引以外のリース取引をいう。

- 2 関連当事者の開示に関する会計基準

(これは学生が会計基準を学ぶためにまとめたものです、更に補充して勉強して下さい。)

重要定義のチェック

(1)設 定 (平成 18 年 10 月 17 日 ASBJ)

財務諸表の注記事項として関連当事者の開示について、その内容を定めることを目的とする。

(2)必要性

会社と関連当事者との取引は、会社と役員との取引を含め、対等な立場で行われているとは限らず、会社の財政状態や経営成績に影響を及ぼすことがある。これらが、与えている影響を財務諸表利用者が把握できるように、適切な情報を提供する。

(3)関連当事者との取引

(4)関連当事者

(5)開示対象となる関連当事者

(6)図 解

(7)開示内容

(No.7130 / 関連当事者との取引)

会社名 _____

日付:

事業年度 _____

予定時間 _____

担当者:

監査場所 _____

実際時間 _____

承認者:

監査要点						監査手続	日付 サイン
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示		
	○					1. 関連当事者との取引の調査に係る管理体制が適切に整備され、有効に運用されることにより、関連当事者取引が適切かつ網羅的に把握されていることを確かめるため、質問及び関連文書の閲覧を行う。	
○	○	○				2. 関連当事者の範囲が適切であることを確かめる。 (株主、取締役、重要な契約書など)	
○		○	○	○		3. 関連当事者取引の集計表を入手し、関連証憑と突合するなど、妥当性を検討する。	
	○		○			4. 当期発生額について前年同期と比較し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。	
					○	5. 財務諸表注記における関連当事者取引の開示が、財務諸表等規則様式第1号及び関連する委員会報告等に照らして適切であることを確かめる。	

留意事項

1. 関連当事者のチェックリストの利用と会社の理解のチェック。
2. 関連当事者の属性による区分は妥当か。
3. 関連当事者との取引条件は妥当なものか。

調書No.

山内公認会計士事務所

(1) 関連当事者の範囲

「関連当事者」とは、ある当事者が他の当事者を支配しているか、または、他の当事者の財務上および業務上の意思決定に対して重要な影響力を有している場合の当事者等をいい、次に掲げるものが該当します。

- ① 親会社
- ② 子会社
- ③ 財務諸表作成会社と同一の親会社をもつ会社
- ④ 財務諸表作成会社が他の関連会社である場合における当該他の会社（以下「その他の関係会社」という）ならびに当該その他の関係会社の親会社および子会社
- ⑤ 関連会社および当該関連会社の子会社
- ⑥ 財務諸表作成会社の主要株主およびその近親者
- ⑦ 財務諸表作成会社の役員およびその近親者
- ⑧ 親会社の役員およびその近親者
- ⑨ 重要な子会社の役員およびその近親者
- ⑩ ⑥から⑨に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社およびその子会社
- ⑪ 従業員のための企業年金（企業年金と会社の間で掛金の拠出以外の重要な取引を行う場合に限る）

(2) 各関連当事者の内容

- ① 連結財務諸表上は、連結子会社を除く。また、個別財務諸表上は、重要な子会社の役員およびその近親者ならびにこれらの者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社およびその子会社を除く。
- ② 上記(1)関連当事者の範囲の①から⑤および⑩に掲げる会社には、会社

だけでなく、組合その他これらに準ずる事業体が含まれる。

- ③ その他の関係会社には「共同支配投資企業」（財務諸表作成会社を共同で支配する企業）が含まれる。また、関連会社には、「共同支配企業」（財務諸表作成会社（連結財務諸表上は連結子会社を含む）と他の独立した企業により支配されている企業）が含まれる。
- ④ 「主要株主」とは、保有態様を勘案した上で、自己または他人の名義をもって総株主の議決権の10%以上を保有している株主をいう。
- ⑤ 「役員」とは、取締役、会計参与、監査役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。「これらに準ずる者」とは、たとえば、相談役、顧問、執行役員その他これらに類する者であって、その会社内における地位や職務等からみて実質的に会社の経営に強い影響を及ぼしていると認められる者をいう。
- ⑥ 「近親者」とは、二親等以内の親族をいう。

3 開示対象となる関連当事者との取引の範囲および重要性の判断基準

(1) 開示対象となる関連当事者との取引の範囲

会社と関連当事者との取引のうち、「重要な取引」を開示対象とします。なお、連結財務諸表においては、連結会社と関連当事者との取引を開示対象とし、連結財務諸表を作成するにあたって相殺消去した取引は開示対象外とします。

前回の復習と質問

(第3回 H23.4.25)

H23.5.2

- 1 . 会計を通じて企業活動を評価することは、客観性(数字)、統一性(同じ様式)、要約性(共通語)等の上から他の方法より優れている。
- 2 . P/L は一定期間の収益と費用との差額、即ち当期純利益によって一定期間の利益(成果)を把握できる。
- 3 . B/S は時点間の純資産の差額を通じて一定の期間の利益(成果)を把握できる。
- 4 . C/F 計算書は Cash(お金)の動きを(1)営業活動、(2)投資活動、(3)財務活動に分けて、一定期間の Cash の増減を把握できる。C/F の期首の Cash は B/S の期首の Cash と、C/F の期末の Cash は B/S の期末の Cash と一致する。
- 5 . 会計の勉強とは、P/L、B/S、C/F の作り方、見方、相互の関連、活用の仕方等を会得することが一番の早道である。

決算書から見た経営効率と責任

B/S (貸借対照表) 14ダ(14イ) 百億円

(経営資源の活用)	現金預金	15	(54)	買入債務	13	(28)	(債務の返済義務)
	・			・			
	売上債権	15	(6)	短期借入金	192	(3)	
	棚卸資産	13	(11)	長期借入金	20	(35)	
	・			・			
	固定資産	183	(115)	資 本	29	(112)	
計	255	(238)	計	255	(238)		
	人的資源	28 千人		(50千人)			
		P67		(56)			

P/L (損益計算書)

(経費の透明性)	売上高			249	(333)		
	直接原価			160	(209)		
	限界利益 (付加価値、荒利益)			89	(124)		
	人件費			33	(-)		
	減価償却費			6	(11)		
	賃借料			14	(-)		
	金融費用			4	(1)		
	その他			14			
・							
	経常利益			0	(17)		

C/F (キャッシュ・フロー計算書)

(経営効率)	・ 営業活動による CF			6	(14)		
	・ 投資活動による CF			11	(14)		
	・ 財務活動による CF			43	(5)		